

# 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

中小企業、小規模事業者のみなさん！  
 働き方改革関連法への対応はお済みですか？  
 道では、令和3年4月から各（総合）振興局等に  
 窓口を設置しましたので、お気軽にご相談ください！



うちの会社って働き方改革関連法に  
 きちんと対応できているのか  
 不安です。

「同一労働同一賃金って最近  
 よく聞くけれど、うちの会社  
 ではどんな対応をすればいいの。」



テレワークを導入したいのですが、  
 社内規定や労務管理の仕方が  
 わかりません。

## ■ 相談対応者

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家  
 （社会保険労務士）

## ■ 相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
渡島総合振興局	対面による巡回相談 又は オンライン相談	日程：裏面参照 10：00～16：00	事前予約制 （相談をご希望 の日の1週間前 を目途に渡島総 合振興局商工労 働観光課（0138 -47-9457） へお問い合わせ ください。）
会社または 自宅等から	オンライン相談	北海道働き方改革推進支 援センター受付時間 9：00～17：00 （土日・祝除く）	
	訪問相談		

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。

# 渡島総合振興局 巡回相談日

	日程	会場
令和5年4月	21日(金)	402会議室
令和5年5月	19日(金)	402会議室
令和5年6月	16日(金)	402会議室
令和5年7月	14日(金)	402会議室
令和5年8月	18日(金)	402会議室
令和5年9月	13日(水)	402会議室
令和5年10月	27日(金)	402会議室
令和5年11月	17日(金)	402会議室
令和5年12月	13日(水)	402会議室
令和6年1月	19日(金)	402会議室
令和6年2月	16日(金)	402会議室
令和6年3月	14日(木)	402会議室

相談をご希望の方は、下記問い合わせ先までお電話ください。

問い合わせ先	住所	電話番号
渡島総合振興局 商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457

※ 渡島総合振興局のHPでも公表しています。

<https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/roudou/soudansitu.html>

